

議員定数は 22名に！

山武市議会の議員の定数を定める条例案が、議会改革検討委員会 能勢委員長ほか、同委員会委員5名の賛成者による議員発議で平成22年9月24日の本会議に提出され、原案のとおり可決されました。

この条例は、平成22年1月29日に設置された議会改革検討委員会の中で調査・検討が行われ、現在の厳しい社会経済状況を踏まえ、行財政改革の推進の一翼を担う山武市議会自らが範を示すべきとの認識のもと、来年4月に統一地方選挙として予定されている一般選挙から、議員定数を現在の24名から2名減員して22名とするものです。

議会だより

読者アンケートの結果です。

「議会だより」について、アンケートを行っています。

詳しくは、山武市ホームページ「市議会」のページをご覧ください。



自治用語

法定上限数

地方自治法第91条で定められている議会を構成する議員数の上限。

議員定数

各自治体が定める議員の定数。

議員定数は、地方自治法第91条により上限定数が定められています。人口約5万7000人の山武市の場合、「人口5万以上から10万未満の市は30人を超えない範囲で定めなければならない」となっています。これにより山武市議会の議員の定数は、4町村の合併の協議の中で24人に定められていました。

<地方自治法より>

第91条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。

- | | |
|-------------------------|---|
| 1. 人口2,000未満の町村 | 12人 |
| 2. 人口2,000以上5,000未満の町村 | 14人 |
| 3. 人口5,000以上10,000未満の町村 | 18人 |
| 4. 人口1万以上2万未満の町村 | 22人 |
| 5. 人口5万未満の市及び人口2万以上の町村 | 26人 |
| 6. 人口5万以上10万未満の市 | 30人 |
| 7. 人口10万以上20万未満の市 | 34人 |
| 8. 人口20万以上30万未満の市 | 38人 |
| 9. 人口30万以上50万未満の市 | 46人 |
| 10. 人口50万以上90万未満の市 | 56人 |
| 11. 人口90万以上の市 | 人口50万を超える数が40万を増すごとに8人を56人に加えた数（その数が96人を超える場合にあつては、96人） |

議会だより 編集委員会

| | |
|-----|-------|
| 委員 | 井野 敬一 |
| 委員長 | 本山 英子 |
| 委員 | 篠崎 修 |
| 委員 | 能勢 秋吉 |
| 委員 | 宍倉 弘康 |
| 委員 | 小川 一馬 |
| 委員 | 川原 春夫 |
| 委員 | 小野崎正喜 |

編集後記

平成22年第3回定例会は、9月3日に開会し同月24日に閉会。

議案の中で平成22年度補正予算については、市の一般会計に特別会計を合わせた総歳入・歳出額は33.9億7千800万円円で可決。限りある財源を市民生活向上に活かすため、各常任委員会を通して、議員の研鑽と調査に基づいた真剣な議論となった。

又、決算審査特別委員会による平成21年度の決算審査は10月6日から実施。決算の重要性は現在から将来にわたる山武市の財政に関わる重要な課題であり、慎重な審査に徹した。

事業の創出と雇用、福祉・医療・介護・環境・教育等、どれ一つをとっても簡単に解決の糸口が見えるものはない。しかし、だからこそ議員が現場を回り、市民の声を聞き、市民生活向上の実現に、真剣に取り組んでいかなくてはならない。

議員削減が慎重審議の上、可決されたが、日常の真剣な議員活動の姿にこそ市民の付託があり、議員削減もそのことを忘れて存在するものではないことを心して、活動に徹していきたい。



編集委員 川原 春夫